監査事務局都民の声窓口に寄せられた都民の声

(平成29年3月分)

● 受付件数と区分

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
		1件	4件	1件			6件

※上記区分の定義

提言:施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見:施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情:施策の実施又は未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望:施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談 : 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ:施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねる もの

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で趣旨等不明の訴え 等を含むもの。

● 寄せられた都民の声と対応事例

① 都立公園の敷地内に隣地の所有者が自動販売機を設置した。公園事務所に問い合わせところ、自動販売機設置者に対して指導中との回答を得たが、いまだ設置されたままである。指導の結果を知りたい。(要望)

【対応】

建設局に情報提供し、以下のように対応状況を確認した。

(確認内容)

公園事務所は、隣地の所有者から「自分の土地の中にある」との主張があったため境界確認を行い、自動販売機の一部が園内の敷地に入っていることを確認した。これに基づき、公園事務所は、隣地の所有者に自動販売機を撤去するよう指導していることを要望者に回答した。

● 生活文化局(都民の声総合窓口)に寄せられた監査事務局関連の事例

① 本事例は、匿名であったため、本人への回答ができませんでした。 監査事務局での対応は、以下のとおりです。

【都民の声】

毎年、監査事務局が実施する「会計監査」や「工事監査」は、特定の部局の特定の事業のみを監査している。

これは、それぞれの部局の会計担当者が、「監査慣れ」している所属の事業のみを「調書」に記載し、その調書から監査事務局が選定しているため、長年にわたり監査を受けていない所属が多数存在する。

毎年監査を受ける所属がある一方で、10年以上も監査を受けない所属や事業がある。

【対応】

監査事務局では、毎年、各局の事務・事業を対象とした「定例監査」や工事を対象とした「工事監査」など、各種監査を実施しています。

「定例監査」では、本庁各部については毎年、事業所については2~4年ご とに監査を実施しています。

監査に当たっては、事前に対象局から事業概要や一定金額以上の契約案件一覧等のほか、予算執行状況一覧(公営企業会計は収入・支出現計表)の提供を受け、事務事業全体の状況を把握したうえで、都民の関心度や過去の誤りの傾向などに着目し、監査案件を抽出しています。

「工事監査」では、工事を実施している全ての局について、毎年(工事案件が少数の局は2年分をまとめて隔年)、監査を実施しています。

監査に当たっては、事前に対象局から、100万円以上の工事調書の提供を 受け、契約金額、落札率、契約種別などに着目し、監査案件を抽出していま す。

なお、工事調書については、都の公式ホームページで公表されている契約 情報と照合するなど、記載内容の正確性を確認しています。

今後とも、監査の実施に当たっては、事務事業全体の状況を把握するととも に、適切に監査案件を抽出し、効果的な監査となるよう努めていきます。